

令和2年1月31日

議会運営委員長

榎本雄一 殿

政務活動費のあり方検討会

座長 川北直人

政務活動費の後払い方式について（答申）

本検討会に諮問のあった政務活動費の後払い方式に関する内容について、下記のとおり答申いたします。

記

江東区議会においては、江東区議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、政務活動費の支給を前払い方式としているところである。

現状においても、政務活動費は厳格な用途基準の下に支出しており、各会派の責任で適正な内容かどうかを含めた支出のチェックも行っている。

また、仮に後払い方式を導入した場合、立替えによる議員個人の財政負担が大きくなり、議員の政務活動に支障を来すおそれもある。

上記の理由から、後払い方式を導入する必要はないとの結論で委員の了承が得られたところである。

なお、協議の中で、全国的には少数であるが後払い方式を採用している地方議会も存在しており、今後も慎重に研究していくべきであるとの意見があったことを申し添える。